

# コンプライアンス・リスクマネジメント

## リスクマネジメント

資生堂のリスク管理の基本方針について紹介しています。

## 企業倫理

社員が高い倫理観を持って活動するための社内研修や窓口を紹介しています。

資生堂グループの倫理行動基準を紹介しています。

資生堂グループの反汚職方針を紹介しています。

## 情報セキュリティ管理

資生堂グループのサイバーセキュリティ対策や情報資産保護のための取り組みをご紹介します。

## 個人情報の保護

資生堂グループの個人情報保護のための取り組みをご紹介します。

## 知的財産の保護

知的財産の保護と機密の保持を確実にするための取り組みを紹介しています。

## タックスポリシー

資生堂グループの税務方針を紹介しています。

# リスクマネジメント

資生堂では、「あらゆるステークホルダーとの信頼関係を築き、中長期戦略の実現を一層確実なものとする」とを主な目的にリスクマネジメントを推進しています。そのため、リスクを戦略実現に影響を与える「不確実性」と捉え、脅威だけでなく機会も含めた概念として定義し、必要な体制を構築するとともに、積極的かつ迅速にリスクを管理し対応策を講じています。当社は、グローバル本社（HQ）にCLO（Chief Legal Officer）直属のリスクマネジメント部門、各地域にはRMO（Risk Management Officer）を設置し関連情報を集約しています。そして、当社CEOを委員長とし各地域CEOおよび当社エグゼクティブオフィサー等をメンバーとする「Global Risk Management & Compliance Committee」や「Global Strategy Committee」において、定期的に資生堂グループのリスクを特定し、対応策などを審議する体制を構築しています。また、リスクごとにリスクオーナーを設定し対策の責任を明確化し、透明性の高いモニタリングを実施するため、推進状況を定期的に上記のCommitteeおよび取締役会にて提案・報告し議論する仕組みを構築・運用しています。

## 重要リスクの抽出結果

2022年は、当社エグゼクティブオフィサー、各地域CEOおよび社外取締役のリスク認識を把握するインタビューや、RMOによる地域ごとのリスク評価、関連部門との情報交換などをもとに、リスクマネジメント部門による分析や外部有識者の知見を加えて、中期経営戦略である「SHIFT 2025 and Beyond」の達成に影響を及ぼす可能性のあるリスクを特定しました。それらのリスクについて、下表1の通り、「ビジネスへの影響度」、「顕在化の可能性」、「脆弱性」の3つの評価軸を設定し、上記のCommitteeや関連会議体などを通じて、リスクの優先付けおよび対応策の検討・確認を行いました。リスクの重要性評価においては、当社ポリシーに則って人命・財産・事業継続の視点に加え、レピュテーションに与える影響も重視しました。

表1 <リスクの評価軸>

ビジネスへの影響度	<ul style="list-style-type: none"><li>・リスクが顕在化した場合の経営成績（売上など）に与える定量的な影響</li><li>・当社の企業・ブランドイメージ、カルチャーに与える定性的な影響</li></ul>
顕在化の可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・リスクが顕在化する可能性の程度や時期</li></ul>
脆弱性	<ul style="list-style-type: none"><li>・リスクの対応策の十分性</li><li>・外的要因による、リスクの発生制御の可否</li></ul>

アセスメントの結果、抽出された計21の重要リスクは以下の表2のように、「生活者・社会に関わるリスク」、「事業基盤に関わるリスク」、「その他のリスク」の3つのリスクカテゴリーに分類しています。

表2 <資生堂グループ重要リスクの抽出結果>

生活者・社会に関わるリスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活者の価値観変化</li><li>・デジタル化の加速</li><li>・最先端のイノベーション</li></ul>
---------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・ブランドレピュテーション</li> <li>・環境・気候変動</li> <li>・ダイバーシティ&amp;インクルージョン</li> <li>・自然災害・人的災害</li> <li>・感染症</li> <li>・地政学的問題</li> </ul>
事業基盤に関わるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀な人財の獲得・維持と組織風土</li> <li>・ビジネス構造改革</li> <li>・業務上のインフラ</li> <li>・サプライネットワーク</li> <li>・コンプライアンス</li> <li>・規制対応</li> <li>・品質保証</li> <li>・ガバナンス体制</li> <li>・情報セキュリティ・プライバシー</li> </ul>
その他のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為替変動</li> <li>・事業投資</li> <li>・重要な訴訟等</li> </ul>

2022年のリスクアセスメント結果で特筆すべき点として、各リスクの結び付きがますます強固となり、それにと  
もない各リスク対応策の相互関係は強まりつつあることが挙げられます。加えて、当社では「生活者の価値観変化」  
「地政学的問題」「優秀な人財の獲得・維持と組織風土」「品質保証」「情報セキュリティ・プライバシー」の5つ  
のリスクについて、2021年と比較しリスクレベルが急上昇している項目として特定し、対応を強化しています。ま  
た、独自の価値を有するブランドの育成や、美容機器やインナービューティーカテゴリーなどの新たな事業開発に  
ともない、重要度が増している「規制対応」を新たな重要リスクとして追加しています。  
事業等のリスクの詳細は、以下のURLリンクより、有価証券報告書をご確認ください。

また、「個人情報保護」「贈収賄防止」「カルテル防止」「取引先リスク防止」の4項目については、コンプライア  
ンスに関する強化テーマと位置付け、コンプライアンスプログラムの整備を進めています。

## インシデント対応

資生堂では「資生堂グループ危機管理方針」を定め、この方針に沿って、発生したインシデントに対して迅速かつ  
適切な対応をとり、被害抑制と早期回復を図っています。日本においては、インシデントが発生した部門が事実確  
認と被害拡大防止に努めるとともに、リスクマネジメント部門に迅速に報告します。リスクマネジメント部門は、  
被害の深刻度、被害拡大可能性、社会的な反響などの観点からインシデントレベルを判断し、対応に必要な部門を  
招集し対策組織を立ち上げます。さらに、被害拡大防止・被害者への対応・情報の開示などを検討するとともに、  
原因究明や対策の推進状況・再発防止策の内容を確認します。また、海外においては各地域CEOおよびRMOが中  
心となり、インシデントへの対応体制を構築します。他の地域に影響が及ぶインシデントなど、一定レベル以上の  
インシデントについては、速やかにHQリスクマネジメント部門へ報告し、必要な対応を迅速に講じることができ  
る体制を構築しています。

### <資生堂グループ危機管理方針>

#### 1. 社員と家族の安全確保

2. 会社資産の保全
3. 業務の継続
4. ステークホルダーからの信頼の確保

## 事業継続マネジメント（BCM）

大規模災害などの発生への備えとして「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、災害等発生時にBCPに沿って適切な対応が図れるように、定期的な訓練や啓発活動を実施すると共に、訓練などを通じて得られた知見を踏まえて定期的にBCPの見直しを行っています。

## 事業継続計画（BCP）

当社BCPは、「資生堂グループ危機管理方針」に基づき、以下の考え方で策定しています。

### <資生堂グループのBCP策定の基本的考え方>

1. 人命尊重を第一として社員とその家族の安全確保を最優先に安否を確認する。  
その後の業務遂行においても、社員の安全に配慮し二次災害を防止する。
2. 資金、情報通信システム、建物・設備などの会社資産の毀損を防ぐ。
3. 復旧に必要な業務、緊急時にも継続すべき業務を目標時間までに確実に実施する。
4. 上記を通じて、お客さま・取引先（得意先・調達先等）・株主・社員・社会などのステークホルダーへの影響を最小化し、企業価値の毀損を防ぐとともに、地域社会などへの支援を通じてさらなる信頼を確保する。

当社BCPは、基本事項を記述する「基本計画」と復旧活動に必要な部門の具体的活動を記述する「行動計画」から構成されています。

大地震など事業継続に係る災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめ早期の事業復旧を図るために、復旧業務・緊急時継続業務とその目標復旧時間を定めています。また、時間経過にあわせて各段階ごとに収集すべき情報、決定すべき事項、情報伝達ルートなどを定めています。その実行にあたっては、社員対応・施設対応・情報通信・情報発信・資金調達・お客さま対応の各機能の部門からなる「HQ緊急対策本部」が全体を統括し、サプライネットワークの復旧・継続を司る「商品供給継続本部」、日本地域事業を担当する「SJ緊急対策本部」と連携し対応する体制としています。

また、突発的に発生する地震などの災害と異なり、段階的・長期的に被害が継続する感染症などの災害に対しては、各段階ごとの実施検討事項を規定した感染症BCPを別に定めています。

## HQ緊急対策本部訓練

HQ緊急対策本部が緊急時に司令塔となりBCPに沿って適切な対応を図ることができるように、定期的にHQ緊急対策本部訓練を実施しています。訓練の結果、適宜、行動計画を見直し、また、不足している内容についてはBCP関連文書類を改定したうえで関係者へ周知することにより、常に最新の状態でBCPを整備し、HQ緊急対策本部のメンバーや社内関係者などが緊急事態発生時に的確に対応できるように備えています。

## 社員啓発活動

大災害などの緊急事態発生時には、HQ緊急対策本部の指示に沿って、部門長・事業所責任者のリーダーシップのもと全社員が迅速かつ的確に対応する必要があることから、部門長・事業所責任者を対象とした会議でのBCPに関する説明会や、全社員を対象とした年2回の安否確認訓練を実施しています。さらに、新入社員研修などの機会を通じて、防災意識を高める講座を開催するなど、社員一人ひとりの知識と意識の向上に努めています。

## 資生堂グループ反汚職方針

資生堂グループ(以下、資生堂という)は、反汚職の取り組みをグループ全体で推進し、その社会的責任を果たしていく指針として、「資生堂グループ反汚職方針」(以下、本方針という)をここに定めます。

### 1. 反汚職に対する基本的な考え方

資生堂は、世界中の多様な人々から信頼される企業であるため、『資生堂倫理行動基準』において、すべての国や地域それぞれの法令を遵守し、人権尊重はもとより高い倫理観を持って行動することを宣言しています。とりわけ、資生堂は、公正・透明・自由な競争、ならびに適正な取引を行うことを事業活動の基本理念としております。そのため、資生堂は、『資生堂倫理行動基準』において、相手が公務員であるか民間企業であるかを問わず、また、法令に違反するか否かを問わず、公正さを疑われるような贈答や接待をしたり、受けたりしないことを宣言しています。

汚職は、資生堂の基本理念に反するものであり、資生堂はこれを断じて許容しません。

本方針は、資生堂が、汚職が現在もなお世界的な課題である現状を踏まえ、『資生堂倫理行動基準』に基づき、資生堂の反汚職の基本理念を改めて発信するとともに、汚職防止の取り組みを約束するものです。

### 2. 適用範囲

本方針は、資生堂のすべての役員と社員に適用します。資生堂は、自社の製品・サービスに関係するすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

### 3. 贈収賄の禁止

資生堂は、政治献金、寄附、慈善活動、スポンサー活動、キックバック等その名目のいかんを問わず、また、直接、間接を問わず、何人に対しても、いかなる形態の賄賂の供与やその申出や約束をせず、また、いかなる形態の賄賂の受領やその要求も約束もしません。資生堂は、役員と社員がこれらの行為をすることを禁止します。

### 4. 贈収賄防止の取り組み

資生堂は、贈収賄防止のために以下の取り組みを行っており、本方針を実行するために、引き続き、これらの取り組みを推進し強化します。

#### ■贈収賄防止体制の整備

資生堂は、贈収賄防止を徹底するために、関連する内部諸規程や手続の整備を含め、実効性のある贈収賄防止体制を整備し確保します。その施策には、権限規程 (Framework of Empowerment)、新規取引開始時の相手方の信用調査、買収におけるデューデリジェンスを含みます。

#### ■教育・研修

資生堂は、すべての役員と社員に対し、本方針および関連内部諸規程を周知徹底するなど、贈収賄防止のための教育・研修を実施します。

#### ■リスク評価と定期的見直し

資生堂は、定期的に、贈収賄リスクを評価するとともに、贈収賄防止体制の運用状況を点検し、これらに基づき、必要に応じて、贈収賄防止のための施策と統制を見直し改善します。

#### ■適正な記録

資生堂は、贈収賄の防止を徹底しそれに関する説明責任を果たすために、すべての取引と

資産について、合理的な詳細さをもって、正確かつ適切に会計帳簿等に記録します。

■適用法令

資生堂は、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国贈収賄防止法（Bribery Act）、中国商業賄賂規制、日本国不正競争防止法をはじめ、事業活動を行う国・地域に適用されうる贈収賄の禁止に関する法令および規制を遵守します。

<改訂履歴> 2021年 6月 制定  
2022年 4月 改訂

# 企業倫理の浸透活動

資生堂グループでは、企業理念THE SHISEIDO PHILOSOPHYのもと、社員がすべての事業活動においてより高い倫理観をもって行動するために「資生堂倫理行動基準」を定めています。そして、この行動基準を実務にいかす教育研修を実施し、多様な社員がお互いを尊重し、あらゆるステークホルダーからの信頼を得られるよう努めています。また、倫理を逸脱した行為をいち早く察知するために社員向けの通報・相談窓口を設け、内容を精査し、適切な対応を図っています。このような倫理観の啓発活動とそれを支える体制により社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる職場環境を整え、誠実で倫理的な行動とビジネスの成長の両立を図っています。

## 社内研修

### (1) 職場での企業倫理の浸透

グローバルの各地域本社において、リスクマネジメントオフィサーが地域ごとに企業倫理活動の責任を担っています。その活動を、グローバルでは各事業所に配置したリスクマネジメントリーダー、日本国内ではエシックス&コンプライアンスリーダーがサポートしています。

また、グローバル共通の内容でトレーニング活動を実施し、「資生堂倫理行動基準」への全社員の理解と実践の促進を図っています。このほか、派遣社員などにもトレーニングの受講を促すことで、資生堂グループで働くすべての者への「資生堂倫理行動基準」の浸透を推進しています。

### (2) 全社員研修

職場における差別に関しては人権啓発研修を行い、ハラスメントに関しては企業倫理研修のカリキュラムの中で取り上げるなど、日本国内の資生堂グループすべての事業所で年に1回以上実施しています。また「風通しのよい職場風土づくり」のため、さまざまなシーンでよりよいコミュニケーションを目指した研修を実施しています。

### (3) 階層別研修

全社員対象の研修に加え、エグゼクティブオフィサー、管理職、新入社員といった役職や階層、事業所別の特性に合わせた内容で集合研修を実施しています。

## 従業員向けの通報・相談窓口

当社は、資生堂グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見し、これを是正することなどを目的として、通報・相談窓口を設けています。守秘義務、不利益な取り扱い・報復の禁止、利益相反の排除、および通報・相談の対応プロセスなどを明記した社内規程に基づいて、通報・相談窓口を運営しています。これらの社内規程は、社内イントラネットにおいて、従業員がいつでも閲覧できるように公開しています。

グローバルでは、各地域の事業所に通報・相談窓口を設置し、その国や地域の法律、社内諸規程、「資生堂倫理行動基準」や倫理に反する言動、または反する懸念のある言動について従業員からの通報・相談に対応する体制を整

えています。なお、グローバル本社には資生堂グループの全従業員を対象に通報を直接受け付ける窓口として、「資生堂グローバルホットライン」を設置しています。

日本国内では、幅広い職場の相談や通報を受け付ける「資生堂相談ルーム」、「資生堂社外ホットライン」、通報の受け付けに特化した「コンプライアンス委員会ホットライン」、国内外から取締役・エグゼクティブオフィサーおよび通報・相談窓口担当者に関係した通報を受け付ける「資生堂グループ監査役通報窓口」を設置しています※。なお、いずれの通報・相談窓口も、匿名での通報・相談を受け付けています。

※日本国内の通報・相談窓口では、日本国内の資生堂グループ各社に勤務するすべての者(取締役、監査役、エグゼクティブオフィサー、社員、契約社員、派遣社員、1年以内の退職者、その他公益通報者保護法上の保護対象者)からの通報・相談を受け付けています。

### <通報・相談の対応プロセス>

寄せられた通報・相談に対しては、プライバシー保護を徹底しながら窓口担当部門が対応します。差別・ハラスメントや贈収賄等あらゆる形態の不正行為やそのおそれのある行為に関する通報・相談を受け付け、必要に応じて関係者への事実確認調査を実施します。不正行為などが明らかになった場合には、関連する会社・事業所・部門と連携して、不正行為などを直ちに停止させるとともに、速やかに是正措置および再発防止策を講じます。また、不正行為などに関与した従業員に対し、就業規則や社内諸規程に従って処分を行います。通報者・相談者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等が行われていることが判明した場合には、関連する会社・事業所・部門と連携して、速やかに適切な救済・回復の措置をとるとともに、不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った従業員に対して、懲戒処分を含む厳正な措置を行います。

経営に影響を及ぼす懸念のある事案には各部門から経営層へ速やかに報告します。コンプライアンスに関する重大懸念事項はGlobal Risk Management & Compliance CommitteeやHQ・SJコンプライアンス委員会にて経営層へ報告し、関連する会社・事業所・部門と連携して、直ちに当該事案を停止させるとともに、速やかに是正措置および再発防止策を講じます。

なお、各通報・相談窓口寄せられた通報・相談の件数や対応実績は、毎年、定期的にHQ・SJコンプライアンス委員会や監査役会に報告し、各通報・相談窓口の適正な運営状況の確認および管理・監督を行っています。

また、日本国内の取引先に向けた窓口としては、「ビジネスパートナーホットライン」を設け、資生堂グループ各社や社員による人権やコンプライアンス違反にかかわる通報・相談を受け付けています。

詳細は「社会データ」をご覧ください。

### 差別・ハラスメントのリスク軽減策

職場における差別やハラスメント、コンプライアンスに関する課題を特定しそのリスクを軽減するために、通報・相談を受け付ける以外にも、資生堂グループ全体で定期的実施する従業員エンゲージメント調査などを用いて職場の状況を把握しています。調査により問題が明らかになった会社・事業所・部門については、フィードバックされた調査結果に基づき、改善策等の提案・実施を行うほか、調査結果の分析から得られた課題をそのつど社員教育に反映し、差別やハラスメント、コンプライアンスのリスクの予防を図ります。

# 情報セキュリティ管理

## 1. 情報セキュリティに関する方針

資生堂グループでは、重要な情報資産を守り、堅牢な情報セキュリティを確立して維持することを目的に、資生堂グループで働くすべての人を対象とした「資生堂グループ 情報セキュリティポリシー」を定め、資生堂グループ全体で一貫した基本方針のもと各種情報資産の管理・運用に努めています。

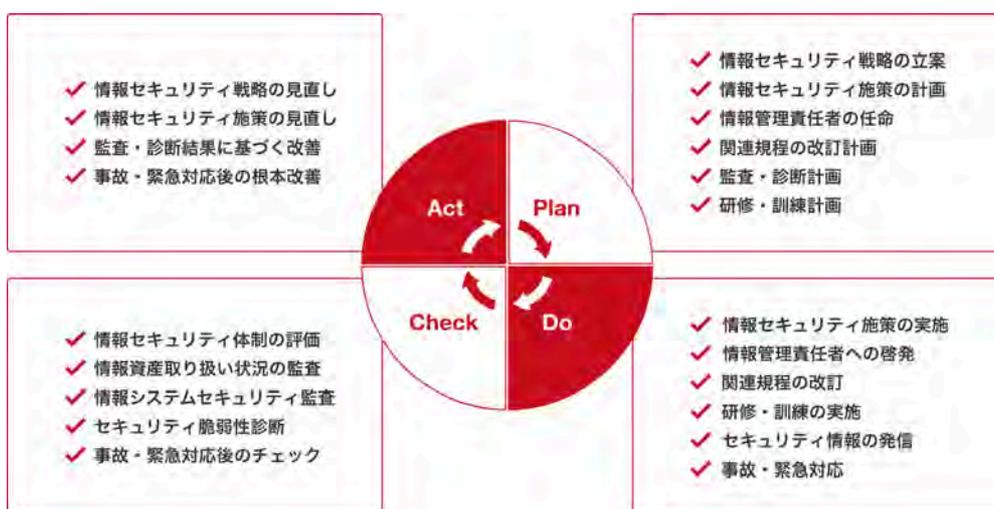
## 2. 情報セキュリティの管理体制

### (1) 組織体制

資生堂グループでは、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer、以下「CISO」）を設置し、情報セキュリティ管理体制を整備しています。CISOは、機密情報管理、個人情報保護、情報システムのセキュリティ対策に関する規程類の整備および運用について責任・権限を有しています。CISOはまた、安全対策の実施、教育訓練等の実行を監督しています。なお、情報セキュリティに関する最終的な責任は、最高財務責任者（CFO：Chief Financial Officer）が負っています。

海外の地域本社の代表者は、管轄地域内における情報資産と情報システムの取り扱いに関する管理責任者として、機密情報管理、個人情報保護、情報システムのセキュリティ対策、教育訓練等の情報セキュリティ全般に責任を負っています。海外の地域本社には情報セキュリティの窓口担当者を配置し、本社と連携しながら資生堂グループ全体の情報セキュリティの取り組みの継続的な維持・向上に努めています。

資生堂グループ各社の各部門・事業所の責任者は、部門・事業所で取り扱う情報資産について、保護と管理状況の定期的な確認、従業員等への教育訓練、および事故発生時の対応等を行っています。



資生堂の情報セキュリティマネジメント

### (2) ポリシー・ルールの整備

情報セキュリティ管理体制の構築にあたっては、リスクマネジメントの国際規格であるISO 31000、情報セキュリティ関連の国際認証規格であるISO 27001、NIST（米国国立標準技術研究所）のNIST Cyber Security Framework、Center for Internet Security※のCIS Controls、経済産業省のサイバーセキュリティ経営ガイドライン等のガイドラインや確立されたベストプラクティスを参考にしています。

加えて、具体的な活動指針やルールとして、前述の「資生堂グループ 情報セキュリティポリシー」、および機密情報管理、個人情報保護、情報システムのセキュリティ対策に関わる規程を策定し、グローバルなルールとして海外事業所も含めた遵守を推進しています。

社外の取引先に対しては、「資生堂グループ サプライヤー行動基準」において、機密情報や個人情報の適切な取り扱いを明記し、遵守を求めるとともに、重要な処理を委託する取引先に対しては、取引先の情報セキュリティ管理体制を確認し、必要に応じ適切な安全管理措置を求めています。

※Center for Internet Security (CIS)：米国国家安全保障局（NSA）、国防情報システム局（DISA）、米国国立標準技術研究所（NIST）などの政府機関と、企業、学術機関などが協力して、インターネット・セキュリティ標準化に取り組む目的で2000年に設立された米国の団体。



情報セキュリティ関連規程を整備

### 3. 情報セキュリティ向上への具体的な取り組み

#### (1) 従業員への教育・啓発

資生堂グループでは、従業員に対して、eラーニングやグループセッションによる研修を定期的に行い、情報セキュリティ意識と知見の向上を図っています。新入社員やキャリア採用社員への研修も入社時の教育の一環として実施し、早期に情報セキュリティの重要性を理解させることに努めています。

また、情報セキュリティに関する最新情報を社内ポータルサイトの掲示板により周知するなど、情報のアップデートを定期的に行っています。

#### (2) バイデザインの推進

資生堂グループでは、新規ビジネスやサービスにおいて、必要な情報セキュリティ対策が企画・設計段階から講じられるよう、情報セキュリティ部門が当初から関与する社内体制やプロセスを整備しています。

#### (3) サプライチェーンのセキュリティ

資生堂グループでは、各国・地域の法令の定義による個人情報の取り扱い、資生堂グループの規程類の定義による機密情報の取り扱い、および資生堂グループの業務の継続や品質の確保に大きく関わると考えられる業務を外部的取引先などに委託する場合は、委託業務の遂行において情報セキュリティが確保されるよう、委託先に対する適切な管理・監督を行っています。

#### (4) モニタリング活動

資生堂グループでは、情報資産の適正な運用、および情報システム開発運用管理における適正な情報セキュリティ対策を確認するため、リスクに応じて情報システムおよび関連する業務プロセスに対する評価を実施し、そこで検出された是正事項の改善の監督を行っています。工場のシステム環境についても、定期的にセキュリティ評価を行い、生産活動の情報セキュリティ確保にも努めています。

また、情報システムにおける脆弱性を診断するため、定期的に情報システム基盤、およびアプリケーションに対する脆弱性診断を実施し、検出された脆弱性に対する指摘・改善指示を行っています。加えて、外部インテリジェンスを活用した情報セキュリティモニタリングを常時行っています。

重要な情報処理を委託している取引先に対しては、契約締結後も定期的に情報セキュリティ管理体制や実施状況を確認しています。

### (5) 情報セキュリティに関わる事故・緊急対応

資生堂グループでは、情報セキュリティ部門を情報セキュリティに関わる事故対応窓口として、事故の影響度に応じてリスクマネジメント部門や情報システム部門等と連携を図りながら、事故への対応を実施しています。

コンピュータセキュリティにかかるインシデントに対応するための組織であるCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を整備し、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報の収集、分析、対応等の活動を行っています。一般社団法人日本シーサート協議会※に資生堂シーサート(Shiseido CSIRT)として加盟登録し、情報セキュリティ機関や他社の情報セキュリティ部門とも情報連携しています。

情報セキュリティ部門では定期的に事故対応訓練（年2回以上：日本シーサート協議会※主催の訓練、フォレンジックサービス事業者による訓練等）を実施し、そこで認識された改善点を事故対応マニュアルに反映し、事故対応能力の向上に努めています。また、工場向けの事故対応訓練も随時行い、生産活動にかかわる情報セキュリティの確保にも努めています。

※一般社団法人日本コンピュータセキュリティインシデント対応チーム協議会。事業会社におけるシーサート間の緊密な連携を図り、課題解決に貢献するための組織



### (6) 第三者評価

資生堂グループでは、情報セキュリティの適正な施策・体制推進の確認をするため、外部のセキュリティ専門家による第三者評価を行っています。そこで検出された改善・強化事項は、情報セキュリティ戦略・施策の立案へ反映させています。

# 個人情報の保護

## 1. 個人情報の保護に関する方針

資生堂グループでは、事業などを通じて保有する個人情報の重要性を認識し、個人情報保護の徹底を図ることが社会的責務と考え、資生堂グループで働くすべての人が遵守すべき「資生堂グループ プライバシールール」を定め、グループ全体で個人情報保護の確実な実行に努めています。

また、資生堂グループ共通の個人情報保護方針である「資生堂グローバル個人情報保護方針」、および資生堂グループ各社のプライバシーポリシーを定め、個人情報保護に関する方針を広く公開しています。

## 2. 個人情報保護の管理体制

### (1) 組織体制

資生堂グループでは、チーフリーガルオフィサー（Chief Legal Officer、以下「CLO」）を設置し、個人情報保護の体制を整備しています。CLOは個人情報の保護に関する最終的な責任を負い、個人情報保護戦略の立案・施策において経営層とのコミュニケーションを図りながら推進しています。

最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer）は、個人情報保護に関する安全対策の実施及び監督に責任を負っています。

海外の地域本社の代表者は、管轄地域内における個人情報の取り扱いに関する管理責任を負っています。

資生堂グループ各社の各部門・事業所の責任者は、部門・事業所で取り扱う個人情報について、保護と管理状況の定期的な確認、従業員等への教育訓練、および事故発生時の対応等を行っています。



### (2) ポリシー・ルールの整備

情報セキュリティ管理体制の構築にあたっては、リスクマネジメントの国際規格であるISO 31000、情報セキュリティ関連の国際認証規格であるISO 27001、NIST（米国国立標準技術研究所）のNIST Cyber Security Framework、Center for Internet Security\*のCIS Controls、経済産業省のサイバーセキュリティ経営ガイドライン等のガイドラインや確立されたベストプラクティスを参考にしています。

加えて、具体的な活動指針やルールとして、前述の「資生堂グループ 情報セキュリティポリシー」、および機密情報管理、個人情報保護、情報システムのセキュリティ対策に関わる規程を策定し、グローバルなルールとして海外事業所も含めた遵守を推進しています。

社外の取引先に対しては、「資生堂グループ サプライヤー行動基準」において、機密情報や個人情報の適切な取り扱いを明記し、遵守を求めるとともに、重要な処理を委託する取引先に対しては、取引先の情報セキュリティ管理体制を確認し、必要に応じ適切な安全管理措置を求めています。

※Center for Internet Security (CIS)：米国国家安全保障局 (NSA)、国防情報システム局 (DISA)、米国立標準技術研究所 (NIST) などの政府機関と、企業、学術機関などが協力して、インターネット・セキュリティ標準化に取り組む目的で2000年に設立された米国の団体。

### 3. 個人情報保護の具体的な取り組み

#### (1) 従業員への教育・啓発

資生堂グループでは、従業員に対して、eラーニングやグループセッションによる研修を定期的に行い、個人情報保護の意識と知見の向上を図っています。新入社員や中途採用社員への研修も入社時の教育の一環として実施し、早期に個人情報保護の重要性を理解させることに努めています。

また、個人情報保護に関する最新情報を、社内ポータルサイトの掲示板により周知するなど、情報のアップデートを定期的に行っています。

#### (2) バイデザインの推進

資生堂グループでは、新規ビジネスやサービスにおいて、必要な個人情報保護対策が企画・設計段階から講じられるよう、リーガル・ガバナンス部門や情報セキュリティ部門が当初から関与する社内体制やプロセスを整備しています。

#### (3) サプライチェーンのセキュリティ

資生堂グループでは、個人情報の取り扱いのすべてまたは一部を外部の取引先等に委託する場合、委託業務の遂行において情報セキュリティが確保されるよう、委託先に対する適切な管理・監督を行っています。

#### (4) モニタリング活動

資生堂グループでは、個人情報の保有・管理状況を定期的に確認しています。また、個人情報保護の対策が適正に運用されていることを確認するため、リスクに応じて事業所・部門・関係会社および情報システムに対する評価を実施し、そこで検出された是正事項の改善の監督を行っています。

個人情報の取り扱いを委託している取引先に対しては、契約締結後も定期的に情報セキュリティ管理体制や実施状況を確認しています。

#### (5) 個人情報に関わる事故・緊急対応

資生堂グループでは、個人情報に関わる事故対応の体制を整備しています。個人情報漏洩や法令違反の可能性がある場合、リーガル・ガバナンス部門、リスクマネジメント部門、情報セキュリティ部門、情報システム部門等が連携し、事故への対応を図っています。

個人情報漏洩などの事故が発生した場合、各国・地域の法令に従い、当局への報告やご本人への通知を行っています。

## (6) 第三者評価

資生堂グループでは、個人情報保護の適正な施策・体制推進の確認をするため、必要に応じ外部の専門家による評価を行っています。そこで検出された改善・強化事項は、個人情報保護の戦略・施策の立案へ反映しています。

# 知的財産の保護

資生堂グループは、知的財産活動をイノベーション創出により企業およびブランドの価値を高める上で重要な活動であると位置付けています。将来を見据えて新たな知的財産を獲得し、グループ全社で最大限に有効活用することで、資生堂グループの技術とマーケティングの競争力強化につなげます。

また、他者の知的財産を尊重するとともに、その重要性を社内に周知徹底しています。

※知的財産：知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権など）および営業秘密（ノウハウなど）

# タックスポリシー

グローバルタックスポリシー

資生堂グループの英国におけるタックスポリシー

# グローバルタックスポリシー

資生堂グループは世界各国の法令を遵守します。企業理念THE SHISEIDO PHILOSOPHY,“OUR MISSION, DNA and PRINCIPLES”を定義し、「資生堂倫理行動基準」に行動基準を記載することに加え、グローバルタックスポリシーを定めることで税務の透明性を確保します。グローバルに税務リスクを排除し、株主価値の向上を目指します。

## 税務原則

### コンプライアンス

OECDが定めた国際課税の基準及び各国の法令を遵守します。また、各国で適用される基準および税法の精神を理解し尊重します。商業的な実態のない税構造の利用や軽減税国への利益移転行為による意図的な租税回避は行いません。

### ガバナンス

「資生堂倫理行動基準」に「法令遵守」「税務会計処理の方針」を記載し、全社員が共有することで、税務の透明性を確保します。各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。

### 税務責任と体制

税務はCFOの責任とします。本社の税務チームが資生堂グループ全体の税務を統括し、各地域に配置したCFOが地域の税務を統括します。必要に応じて税務の専門知識を有する社員を配置し、グローバルに税務リスクを管理する体制を組織します。社員に対し、税務知識向上のための啓発を行います。

### 株主価値の向上

「ガバナンス強化」と「正常な事業活動の範囲内での優遇税制活用等による節税」に努めることで、株主価値の向上を図ります。

### 移転価格

OECD移転価格ガイドライン及び各国の法令に準拠した資生堂グループの移転価格ポリシーを定め、このポリシーおよびアームズレングス原則に基づいたグループ間取引価格を設定します。

## **タックスヘイブン**

タックスヘイブンを利用した意図的な租税回避は行いません。

## **税務当局との関係**

税務当局への協力的な対応を通じ、良好な関係を築いていきます。

# 資生堂グループの英国におけるタックスポリシー

資生堂グループは世界各国の法令を遵守します。企業理念THE SHISEIDO PHILOSOPHY, “OUR MISSION, DNA and PRINCIPLES”を定義し、「資生堂倫理行動基準」に行動基準を記載することに加え、グローバルタックスポリシーを定めることで税務の透明性を確保します。

英国財政法2016（Schedule 19、パラグラフ19(2)及び22(2)）の規定に基づき、資生堂グループは英国における税務戦略及び税務への取組方針を以下のとおり公表します。

## ガバナンスと税務責任

「資生堂倫理行動基準」に「法令遵守」「税務会計処理の方針」を記載し、全社員が共有することで、税務の透明性を確保します。

資生堂グループの税務リスクに対してはCFO（最高財務責任者）、Finance Director（以下、「FD」：財務責任者）またはGroup Financial Controller (GFC)が責任を負います。各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。

税務はCFOまたはFDの責任とします。本社の税務チームが資生堂グループ全体の税務を統括し、各地域に配置したCFOまたはFDが地域の税務を統括します。必要に応じて税務の専門知識を有する社員を配置し、グローバルに税務リスクを管理する体制を組織します。社員に対し、税務知識向上のための啓発を行います。

## タックスプランニング

資生堂グループにおける税務上の取決めは、商業活動及び経済活動に基づくものです。資生堂グループは、英国及びその他の国と地域における事業活動について監督及び見直しを行い、必要に応じて税務上の取決めについても見直しを行うことで各国の法令への遵守を担保します。

国際的には、経済開発協力機構（以下、「OECD」）が策定したガイドライン、及び各国の法令を遵守します。

OECD移転価格ガイドライン及び各国の法令に準拠した資生堂グループの移転価格ポリシーを定め、このポリシーに基づいたグループ間取引価格を設定します。

英国においては、英国政府が締結した租税条約及びOECDが策定した国際課税に係るガイダンスを遵守します。

## 税務リスク

資生堂グループはグローバルに税務リスクを排除し、株主価値の向上を目指します。

また、各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。

税務リスクの複雑性及び不確実性に応じて、外部のアドバイザーからの助言を求めることがあります。

## 英国税務当局との関係

英国に所在する資生堂グループ各社は、英国政府及び英国税務当局と相互尊重に基づく建設的な関係を構築し、維持していくことを望みます。見解の相違が生じた場合には、確実性のある合意が早期に達成されるよう、協力を行います。